

消費税仕入控除税額等に関するQ & A

【返還額ありの事業者用】

No.	質問	回答
1	<p>交付金返還額の計算方法や報告書様式への記載方法について教えてください。</p>	<p>本Q Aの2～3ページをご確認ください。 <u>別途エクセル報告様式による具体的な記載例を仕入控除税額の計算方法（全額控除、個別対応方式又は一括比例配分方式）ごとに、福祉指導課ホームページで御案内</u>していますので、ご確認ください。 また、詳細は、税理士等にご確認ください。 【参考】消費税のあらまし（R3.6 国税庁） URL：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm</p>
2	<p>別紙4-①～③（計算書）の「6 交付金にかかる消費税等の仕入控除税額」の「(1) 交付金の使途（補助対象経費）の内訳」の合計欄が一致すべき「精算額調書」の数字とはなにか。</p>	<p>実績報告書提出時に提出いただいた、「別紙2（精算額調書）」の「法人計」のシートの数字です。 「精算額調書」は、本Q A 4 ページに掲載していますので御確認ください。</p>
3	<p>課税期間が2期にわたる場合は、どうしたらよいか。</p>	<p>計算書（別紙4-①、②又は③）のシートをコピーし、それぞれの課税期間について計算書を作成してください。 様式第5号の「3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等」には、2つのシートでそれぞれ計算した結果の合計額を記載してください。</p>
4	<p>消費税率が8%のものを一部購入しているがどうしたらよいか。</p>	<p>計算書（別紙4-①、②又は③）は、消費税率10%用で作成しています。計算書のシートをコピーし、計算式を消費税率8%用に修正してご利用ください。 様式第5号の「3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等」には、税率10%のシートで計算した結果と、税率8%のシートで計算した結果の合計額を記載してください。</p>

(Q & Aの No.1 関係) 返還額の計算方法

「返還額が0円」以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり計算の上、県に報告してください。(※1)

「計算書」(別紙4ー①～③のいずれか)により報告してください。

①課税売上割合が95%以上かつ課税売上高5億円以下の場合(全額控除)

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times 10/110 = \text{返還額 (円未満切捨)}$$

②課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超の場合

ア 一括比例配分方式を採用している場合

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{返還額 (円未満切捨)}$$

イ 個別対応方式を採用している場合

返還額A + 返還額B = 返還額

A 課税売上のみによする補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times 10/110 = \text{返還額A (円未満切捨)}$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times 10/110 = \text{返還額B (円未満切捨)}$$

※1 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合により補助金額を按分し、課税仕入に係る補助金のみを計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告において交付金の用途を明確にしている場合には、課税仕入に使用した補助金のみを計算対象(計算式中「補助対象経費」とあるのは「補助金額」と読み替え)とします。

(Q & Aの No. 1 関係) 消費税及び地方消費税の確定申告書 (一般課税の場合)

第3-(1)号様式

G K 0 3 0 4

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 申告年月日 申告区分 指券等 庁指定 局指定

通信用付印 確認印 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他

指券年 月 日 相談区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

第3-(1)号様式

第一表

自 平成 年 月 日 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日) の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	00000000	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦		11
控除不足還付税額	⑧		12
差引税額	⑨	00	13
中間納付税額	⑩	00	14
納付税額	⑪	00	15
中間納付還付税額	⑫	00	16
この申告書が修正申告である場合	⑬		17
既確定税額	⑭	00	18
差引納付税額	⑮	00	19
課税売上割合	⑯		20
課税資産の譲渡等の対価の額	⑰		21
資産の譲渡等の対価の額	⑱		22

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑲		23
差引税額	⑳	00	24
還付額	㉑		25
納税額	㉒	00	26
中間納付譲渡割額	㉓	00	27
納付譲渡割額	㉔	00	28
中間納付還付譲渡割額	㉕	00	29
この申告書が修正申告である場合	㉖		30
既確定譲渡割額	㉗	00	31
差引納付譲渡割額	㉘	00	32
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉙		33

計算書の課税売上割合の計算式には、⑮(課税資産の譲渡等の対価の額)と、⑱(試算の譲渡等の対価の額)を記載してください。

控除税額の計算方法はこの欄で確認してください。

付表2

第4-(2)号様式 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (一般)

項目	旧税率分小計 X	税率6.21%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額(税抜き) ①				
免税売上額 ②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
非課税売上額 ⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				
課税売上割合(⑤/⑦) ⑧				
課税仕入れに係る支払対価の額(税込) ⑨				
課税仕入れに係る消費税額 ⑩				
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪				
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫				
課税貨物に係る消費税額 ⑬				
納税義務の発生を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(⑬×⑧×⑭) ⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭) ⑮				
課税売上高が6億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額) ⑯				
課5第5条 ⑰のうち、課税上げにのみ要するもの ⑰				
課5第5条 ⑰のうち、課税上げと非課税上げに共通して要するもの ⑱				
上掲方式 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑱×⑧×⑲) ⑲				
⑲のうち、一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲×⑧×⑲) ⑳				
⑲の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑				
⑲の調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉒				
控除対象仕入税額 [(⑨、⑪又は⑫の金額)×⑧+⑮]がプラスの時 ㉓				
控除過大調整税額 [(⑨、⑪又は⑫の金額)×⑧+⑮]がマイナスの時 ㉔				
貸付回収に係る消費税額 ㉕				

